

京都女子相撲クラブ規約

第1条（名称）

本クラブは、京都女子相撲クラブ（以下「本クラブ」という）と称する。

第2条（目的）

本クラブは、京都における女子相撲の発展及び促進、女子選手の交流及び指導者育成を目的とする。

第3条（非営利性及び利益配分の禁止）

本クラブは非営利団体として運営され、いかなる場合においても、構成員、役員、指導者等に対して利益の分配を行わない。

第4条（事業内容）

本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 練習会及び合同練習の実施
2. 合宿及び本クラブが主催する大会の開催
3. 各種大会への参加及び支援
4. その他目的達成に必要な事業

第5条（参加資格）

本クラブの趣旨に賛同し、本規約に同意した女性とする。

第5条の2（会員登録および更新）

本クラブの会員登録は年度単位とし、毎年更新するものとする。

会員登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

継続して活動に参加する場合は、所定の手続きおよび費用の納入をもって更新とする。

更新手続きを行わない場合は、当該年度の会員資格を有しないものとする。

第6条（役員及び指導体制）

1. 本クラブには、代表、監督、指導員を置くことができる。
2. 代表、監督及び指導員は、クラブ運営を円滑に行うため協議のうえ選任する。
3. 任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条（活動日及び場所）

1. 活動日は、土日祝日を基本とし、月1回以上実施する。
2. 活動回数は、施設状況、天候、行事等により変更することがある。
3. 活動場所は、伏見港公園相撲場を基本とする。

第8条（会費等）

1. 会費、入会金その他必要な費用は、別途定める。
2. 徴収した会費等は、施設使用料、運営費、保険料等に充当する。
3. 会費は年度ごとに精算し、余剰金は翌年度に繰り越す。

第9条（合宿・大会における余剰金）

本クラブが主催する合宿又は大会等で生じた余剰金は、本クラブの運営資金として管理し、目的達成のために使用する。

第10条（遠征及び指導者派遣費）

1. 大会又は合宿等に際し、必要に応じて指導者を派遣することがある。
2. 前項に係る費用は、実費の一部又は全部をクラブの費用から支出することができる。

第11条（交通費補助）

クラブ活動に参加する会員の交通費について、必要に応じて実費の一部を補助することができる。

第 12 条（会計）

1. 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
2. 会計は代表及び監督が管理し、収支は適切に記録する。

第 13 条（解散）

本クラブを解散する場合、残余財産は、同種の非営利団体に寄付するものとし、個人に分配しない。

第 14 条（規約の改定）

本規約は、必要に応じて協議のうえ改定することができる。

附則

本規約は令和 8 年 3 月 1 日より施行する。